

公益社団法人埼玉県柔道整復師会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）が事業を遂行することで取扱う個人情報を、個人情報の保護に関する法律等に則り、適正に利用し、かつ保護するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは存在する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を認識できるものをいう。

2 この規程において「個人データ」とは、特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報データベース等を構成する情報をいう。

3 この規程において個人情報について「本人」とは個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会役員及び事務局職員（正職員、嘱託、臨時職員その他事務局の業務に従事する全てのものをいう。以下同じ）に適用する。

(個人情報の保護に関する基本方針の策定等)

第4条 会長は、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきことであること及び本会の社会的責務に鑑み、次に掲げる事項について個人情報の保護に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。

- (1) 個人情報の収集、利用及び提供の関すること。
- (2) 開示、訂正等の適正管理のこと。
- (3) 個人情報の適正管理のこと。
- (4) 法令の遵守のこと。
- (5) 個人情報の保護・管理に係る措置の継続的改善のこと。

第2章 個人情報の収集、利用、開示等

(個人情報の収集の原則)

第5条 個人情報の収集にあたっては、利用目的を出来る限り特定し、あらかじめ本人の同意を得て行うものとする。

2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

(個人データの利用及び提供の原則)

第6条 個人データの利用又は提供にあたっては、あらかじめ本人の同意を得て、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

2 前項の規定は、法令に基づく場合、人の生命、身体若しくは財産の保護のために必要がある場合又は国若しくは地方公共団体等に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、適用しない。

(個人データの開示、訂正等の請求)

第7条 本人から当該本人に係る個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面又は口頭により、その開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることの確認の上、遅滞なく開示するものとする。ただし、開示することにより、本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。

2 本人から開示された当該本人の個人データの内容の訂正等を求められたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等をするものとする。

(開示等の請求の手続等)

第8条 前条第1項又は2項の規定に基づき開示又は訂正等の請求をしようとする者は、請求書に請求者が本人又は代理人であることを立証する書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会の会員からの請求については、電話によることができるものとする。

(利用目的の公表)

第9条 本会が保有する個人データの利用目的については、本会のホームページに掲載する方法等により公表し、本人の知り得る状態に置くものとする。利用目的を変更したときも同様とする。

2 本人から当該本人が認識される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。

第3章 個人情報保護管理体制

(個人情報の保護管理体制)

第10条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとするため次に掲げる事務をつかさどる個人情報保護管理者を置き、担当専務理事をもって充てる。

- (1) 個人情報の収集、利用、消去、提供又は委託処理その他の個人情報の適正な取扱いに関する事務
- (2) 個人データ漏えい、改ざん、毀損、紛失又は不正アクセスの防止その他の個人情報の安全管理に関する事務
- (3) 個人データの開示、訂正等その他の請求に対する適切な措置に関する事務
- (4) 役員及び事務局職員に対する個人情報の保護に関する研修に関する事務
- (5) 個人情報に関する苦情及び相談に関する事務
- (6) その他個人情報の適正な保護の推進に関し必要な事務

2 前項の個人情報保護管理者を補佐するとともに次項の個人情報取扱責任者を置き、事務局長をもって充てる。

3 前項の個人情報取扱責任者を補佐するとともに本会が保有する個人情報の安全管理が図られるよう事務局職員に対する必要かつ適切な指導・監督をするため、担当課長（課長不在の時は課長の補佐）をもって充てる。

4 前項の個人情報取扱責任者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報の安全管理が十分図られるよう、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

5 個人情報が適正に取扱われるよう、毎年定期的に監査を実施し、かつ個人情報の保護・管理に関し継続して必要な改善を図るため、本会に個人情報監査責任者置き、担当副会長をもって充てる。

第4章 雜則

(苦情及び相談)

第11条 個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は、会

長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は平成28年7月1日から施行する。

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」）は、個人情報を保護することが埼玉県柔道整復師会定款第4条に定める事業活動の基本であるとともに、本会の社会的責任、責務であると考え、以下の個人情報保護基本方針を制定し、確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集・利用及び提供について

(1) 収集の原則

個人情報の収集は、目的を明確にし、事前に本人の同意を確認できる適切な方法で行います。

(2) 利用・提供の原則

個人情報の利用、提供は、法令の定めに基づき事前に明確にした目的の範囲内でのみ行います。

2. 開示、訂正請求等への対応

本会は、個人情報について本人からの開示の要求があった場合は、合理的な期間、妥当な範囲内で対応致します。また、個人情報に誤り、変更があって、本人から訂正等の要求があった場合は、合理的な期間、必要な範囲内で対応致します。

3. 個人情報の適正管理について

本会は、収集した個人情報について、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、改ざん、破壊、漏洩、紛失などを防止するために合理的な措置を講じます。

4. 法令及びその他の規範の遵守について

本会は、個人情報保護責任者を設置し、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。

5. 個人情報保護・管理の継続的改善

本会は、監査責任者を設置して、定期的に監査を実施し、個人情報の保護・管理の見直し、改善に努めます。

【問合せ窓口】

公益社団法人埼玉県柔道整復師会 庶務課

TEL 048-651-1211